

平成 28 年第 1 回龍ヶ崎市行政不服審査会会議顛末書

						記録者	小室 敦
供 覧	市長	副市長	部長	課長	課長補佐	主査 係長	グループ 員
	(この欄は空欄です)						
件 名	平成 28 年第 1 回龍ヶ崎市行政不服審査会						
年 月 日	平成 28 年 4 月 26 日 (火)						
時 間	午前 11 時～午前 11 時 35 分						
場 所	3 階庁議室						
出席者	【行政不服審査会委員】 小菅稔, 大山文彦, 西島良尚 【事務局】 人事行政課 菊地紀生, 落合勝弘, 小室敦			傍聴人数	0 人		
内 容	委嘱状の交付 中山市長から委嘱状が交付された。						
	議 事 1 役員の選出について 事務局 龍ヶ崎市行政不服審査に関する条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、審査会の会長及び副会長を互選にて選出することとなっております。それでは、まず会長の選出について御協議をお願いします。 (会長選出について協議を行った。) 事務局 協議の結果、小菅委員を会長にとのお話がございましたが、委員のみなさま御異議ございませんか。 (異議なしの声あり。) 事務局 それでは、会長は、小菅委員とすることに決しました。それでは、続きまして、副会長の選出となりますが、互選にて選出することとなっておりますので、御協議をお願いします。 (副会長選出について協議を行った。) 事務局 協議の結果、大山委員を副会長にとのお話がございましたが、委員のみなさま御異議ございませんか。 (異議なしの声あり。) 事務局 それでは、副会長は、大山委員とすることに決しました。						
	2 審議会の運営について (概要説明) 事務局 続きまして、議事の審査会の運営について (概要説明) に移りますが、本来であれば議事の進行は、会長にお願いするところですが、説明事項ですので引き続き事務局より説明をいたします。 (行政不服審査に関する概要について説明を行った。)						

	<p>事務局 それでは、今の説明に関して、質問等がございますか。</p> <p>西島委員 審査会の開催となった場合は、審査請求に係る手続についてはどの段階まで来ている状態で審査会へ諮問されるのでしょうか。</p> <p>事務局 審査請求の受理後、弁明書・反論書・口頭意見陳述を経て、審理員が審理員意見書を作成した段階で、審査会の開催となります。審理員意見書は、裁決の素案に近いものとなるかと思っておりますので、それについて専門家としての意見を求めることとなります。なお、審査請求の受理後、約2か月程度は、審査会の開催までかかるかと想定しております。</p> <p>大山委員 固定資産の価格に関しては、別の審査機関での審査となるのですか。</p> <p>事務局 固定資産の価格については、固定資産評価審査委員会での審査となります。なお、税関係でも課税に関することや納税に関することについては、当審査会での審査案件となります。</p> <p>事務局 その他の質問等もないようですので、これで審査会を閉会します。ありがとうございました。</p>		
<p>要措置事項</p>			
<p>情報公開</p>	<p>公 開</p>	<p>非公開（一部非公開を含む）とする理由</p>	<p>（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）</p>
		<p>公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）</p>	<p>年 月 日</p>